

平成21年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）

～人権侵害に対する法務省の人権擁護機関の取組～

○新規救済手続開始件数 21,218件（対前年比0.9%減少）

○処理件数 21,309件（対前年比0.1%増加）

【新規救済手続開始件数からみた特徴】

① 児童に対する暴行・虐待に関する人権侵犯事件の増加

725件（対前年比15.6%増加）

② 社会福祉施設における人権侵犯事件の増加

153件（対前年比19.5%増加）

③ インターネットを利用した人権侵犯事件の増加

786件（対前年比52.6%増加）

④ 労働関係の人権侵犯事件の増加

1,257件（対前年比11.0%増加）

法務省の人権擁護機関（以下「人権擁護機関」という。）は、人権侵犯事件調査処理規程（平成16年法務省訓令第2号、以下「処理規程」という。）に基づき、人権侵害を受けた者からの申告等を端緒に人権侵害による被害の救済に努めている。

平成21年（暦年）における人権侵犯事件に対する取組状況は、以下のとおりである。

1 平成21年中に取り扱った人権侵犯事件数の動向

平成21年は、平成20年（以下「前年」という。）に比べ、新規開始件数は0.9%の減少とわずかながら減少し、処理件数は0.1%の増加とほぼ前年並みの件数となった。

(1) 開始件数（図1）

平成21年中に、新規に救済手続を開始した人権侵犯事件数は21,218件であり、対前年比で194件（0.9%）減少した。

（内訳）

- ◆ 公務員・教育職員等による人権侵犯事件数が3,512件（対前年比55件（1.6%）増加）
- ◆ 私人間の人権侵犯事件数が17,706件（対前年比249件（1.4%）減少）

(2) 処理件数（図2）

平成21年中に処理した人権侵犯事件数は21,309件であり、対前年比で11件（0.1%）増加した。

（内訳）

- ◆ 公務員・教育職員等による人権侵犯事件数が3,547件（対前年比65件（1.9%）増加）
- ◆ 私人間の人権侵犯事件数が17,762件（対前年比54件（0.3%）減少）

処理内訳別にみると、措置の内容としては、「援助」^{（注1）}が19,833件（全処理件数の93.1%）で最も多く、次いで「要請」^{（注2）}が183件（0.9%）、「説示」^{（注3）}が141件（0.7%）、「調整」^{（注4）}が109件（0.5%）となっている。

また、特に重大・悪質な事案に関して、文書をもって是正を求める「勧告」をした事件が1件、関係行政機関に対して、文書をもって適切な措置の発動を求める「通告」をした事件が2件となっている。

このほか、「措置猶予」^{（注5）}が27件（0.1%）、「侵犯事実不存在」が314件（1.5%）、「侵犯事実不明確」が539件（2.5%）、「啓発」^{（注6）}を行ったものが207件（1.0%）ある。

（注1）法律上の助言を行ったり、関係行政機関や関係ある公私の団体等を紹介すること。

（注2）被害の救済又は予防について実効的な対応ができる者に対し必要な措置を執るよう求めること。

（注3）相手方の反省を促し善処を求めるため事理を説き示すこと。

（注4）被害者と相手方との話し合いを仲介すること。

（注5）事案の軽重や反省の程度、懲戒の有無等を考慮して措置を講じないこと。

（注6）事件の関係者や地域社会において、事案に応じた啓発を行うこと。

(3) 特別事件

平成21年中に、新規に救済手続を開始した人権侵犯事件数のうち、特別事件（処理規程第22条に規定されている重大な人権侵犯事件）の件数は1、

385件で、前年に比べて70件（5.3%）増加した。

2 人権侵犯事件の類型別にみた新規救済手続開始件数の動向

(1) 暴行・虐待事案（図3，4）

平成21年中における暴行・虐待事案は5,099件で（対前年比3.2%減少）、全事件類型別の中で最も多く全事件数の24%を占め、依然として憂慮すべき状況で推移している。

このうち、いわゆる社会的に弱い立場にあるとされる女性、児童、高齢者、障害者を被害者とする割合は85%（4,334件）と非常に高い割合を占めている。

(2) 住居・生活の安全関係事案（図3，5）

平成21年中における住居・生活の安全関係事案は3,985件で（対前年比3.6%減少）、全事件数の18.8%を占めている。

このうち、相隣間における騒音等の相隣関係から生じる人権侵犯事件数は1,776件で、前年に比べ6.2%増加している。

(3) 強制・強要事案（図3，6）

平成21年中における強制・強要事案は3,646件で（対前年比8.5%減少）、全事件数の17.2%を占めている。

(4) プライバシー関係事案（図3，7）

平成21年中におけるプライバシー関係事案は1,869件で（対前年度14.9%増加）、全事件数の8.8%を占めている。

このうち、インターネット等によるもの^(注)は、前年の460件を大きく上回る746件（62.2%増加）と引き続き大幅な増加傾向を示している。

（注）インターネット等によるものとは、インターネット等を利用して、特定個人を誹謗中傷する情報、特定個人のプライバシーを侵害する情報など違法・有害な情報を流通させるものであって、インターネットを利用した不当な差別的言動及び差別助長行為等は含まれない。

(5) 学校における「いじめ」事案（図3，8）

平成21年中に新規に開始した学校における「いじめ」^(注)に関する人権侵犯事件数は1,787件（対前年比7.1%減少）であり、前年に続き2年連続で減少したものの、依然として高い水準にある。

（注）学校における「いじめ」に関する人権侵犯事件とは、いじめに対する学校側の

不適切な対応等の事案であり、学校長等を相手方とするものであって、いじめを行った加害児童・生徒を相手方とするものではない。

3 特徴的な動向

(1) 児童に対する暴行・虐待に関する人権侵犯事件の増加（図9）

平成21年中に新規に開始した児童に対する暴行・虐待事案に関する人権侵犯事件数は725件で、前年に比べ15.6%増加している。

この中には、同居の親族による児童虐待事案について、被害児童が児童相談所に保護されるに至るなどの「援助」を行った事案が含まれている。（別添事例3）

(2) 社会福祉施設における人権侵犯事件の増加（図10）

平成21年中に新規に開始した高齡者施設、知的障害者更生施設等の社会福祉施設における人権侵犯事件数は153件で、前年に比べ19.5%増加となっている。その内訳は、障害者福祉施設職員によるものが61件（39.9%）、高齡者福祉施設職員によるものが40件（26.1%）、児童福祉施設職員によるものが15件（9.8%）となっており、職員以外による人権侵犯事件数は37件（24.2%）となっている。

この中には、障害者施設における入所者に対する虐待事案について、「勧告」を行った事案及び高齡者施設における入所者に対する虐待事案について、「説示」「通告」を行った事案が含まれている。（別添事例8，9）

(3) インターネットを利用した人権侵犯事件の増加（図11）

インターネットの普及により様々な情報に容易にアクセスできるようになった反面、インターネットを利用した人権侵犯事件は、ここ数年急激な増加傾向を示している。

平成21年中に新規に開始したインターネットを利用した人権侵犯事件数は、前年の515件を大きく上回る786件（52.6%増加）で、大幅な増加となっており、このうち、名誉毀損事案が295件、プライバシー侵害事案が391件となっており、この両事案で全体の87.3%を占めている。また、特定の地域が同和地区であるとする書き込みがされるなどの差別助長行為事案は24件あった。なお、これらのうち、当機関がプロバイダ等に対し削除要請を行ったものは81件である（対前年比8%増加）。

この中には、本人の意に反して実名及びメールアドレス等がインターネット上の掲示板に掲載された事案について、「プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」（プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会）に基づきプロバイダ等に対し削除要請を行った事案が含まれている。（別添事例５）

(4) 労働関係の人権侵犯事件の増加（図１２）

現下の厳しい経済情勢の影響によって、雇用情勢等も悪化している状況にあり、労働関係の人権侵犯事件は、平成１８年以降増加傾向を示している。

平成２１年中に新規に開始した労働関係の人権侵犯事件数は、１，２５７件で、前年に比べ１１．０％増加となっている。その内訳は、リストラに関するものが１３２件（１０．５％）、労働強制や中間搾取等の労働基準法違反に関するものが９８件（７．８％）、労働組合法第７条違反による不当労働行為に関するものが５３件（４．２％）、その他^{（注）}が９７４件（７７．５％）となっている。

（注）その他の事案には、職場において職権を利用し、部下の人格や尊厳を侵害する言動を繰り返すなどして精神的な苦痛を与え、職場環境を悪化させたり雇用不安を与えたりしたとして申告があった事案（パワーハラスメント）などがある。

４ 添付資料

- (1) 平成２１年中に法務省の人権擁護機関が救済措置を講じた具体的事例（別添１）
- (2) 人権侵犯事件統計資料（平成２１年１月～１２月）（別添２）
- (3) 「女性の人権ホットライン」の利用状況について（別添３）
- (4) 「子どもの人権１１０番」の利用状況について（別添４）

図1

人権侵犯事件の新規開始件数の推移

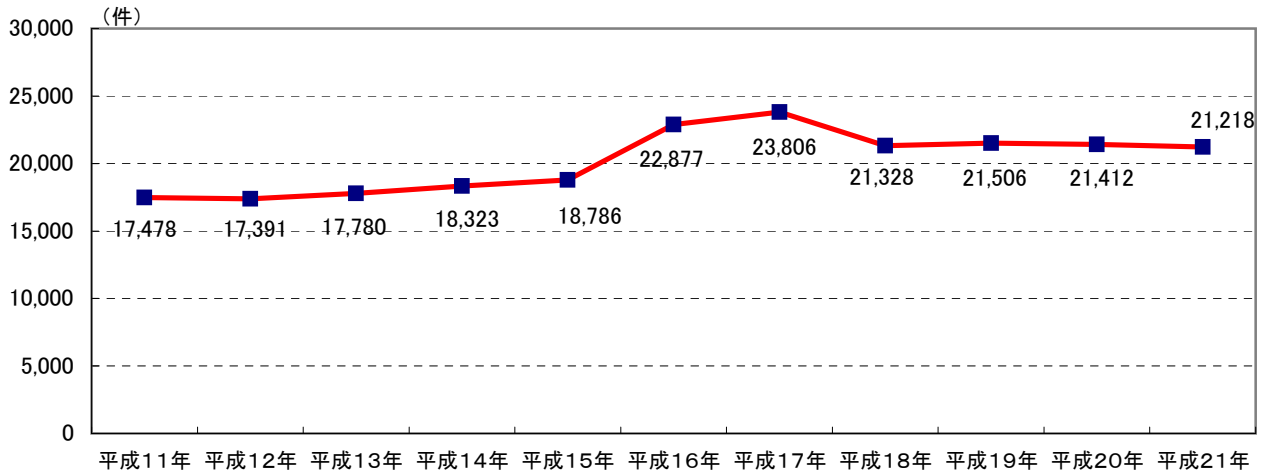


図2

人権侵犯事件の処理件数の推移

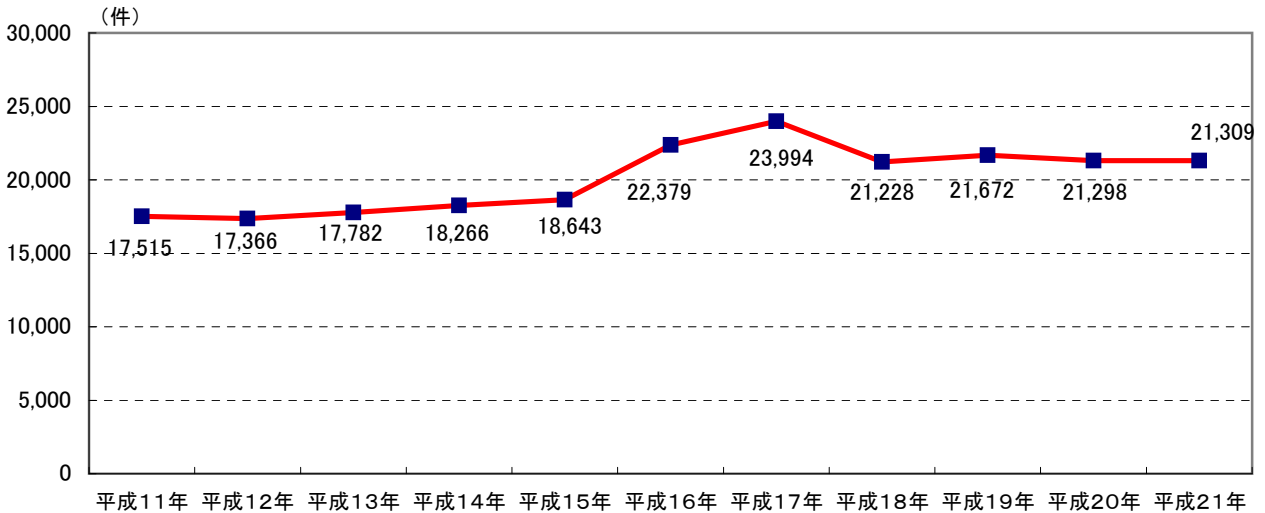


図3

人権侵犯事件の類型別構成比の比較

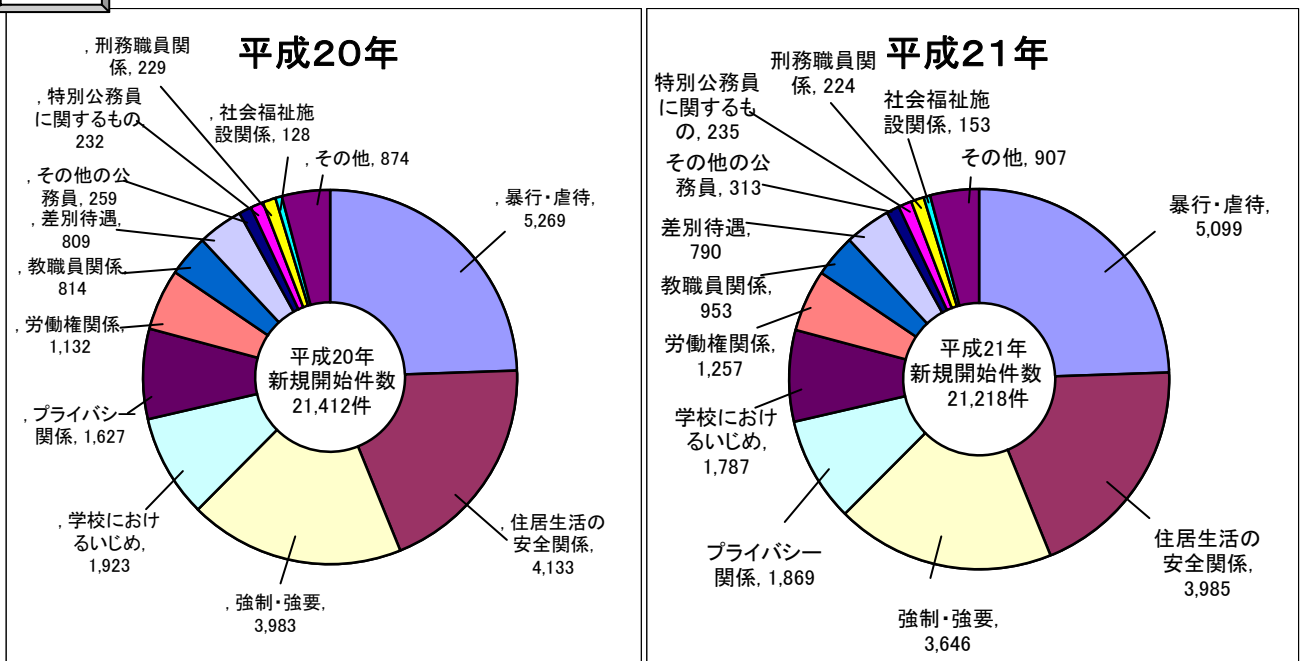


図4

暴行・虐待事案の推移

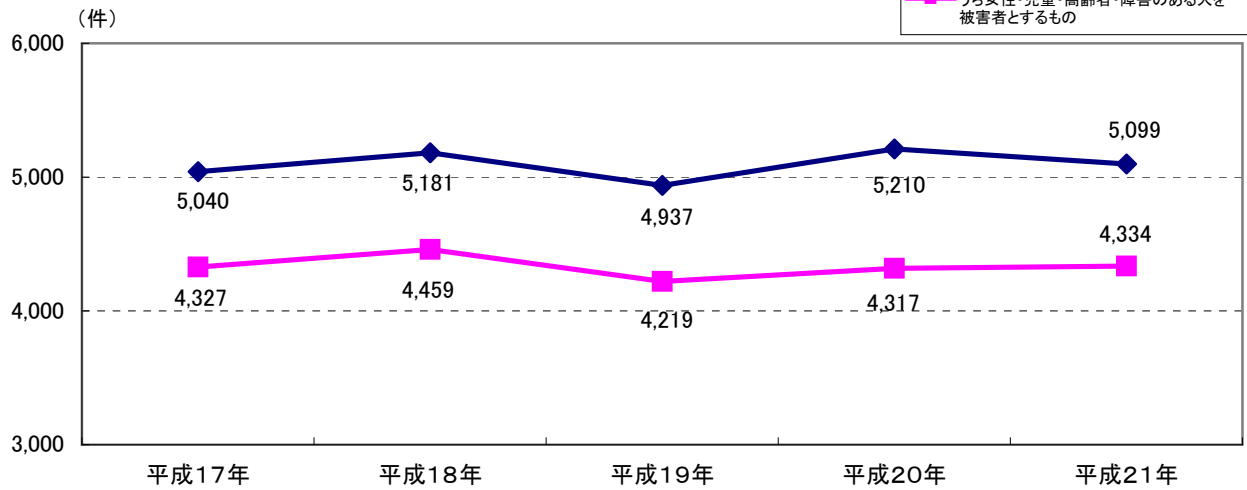


図5

住居・生活の安全関係事案の推移

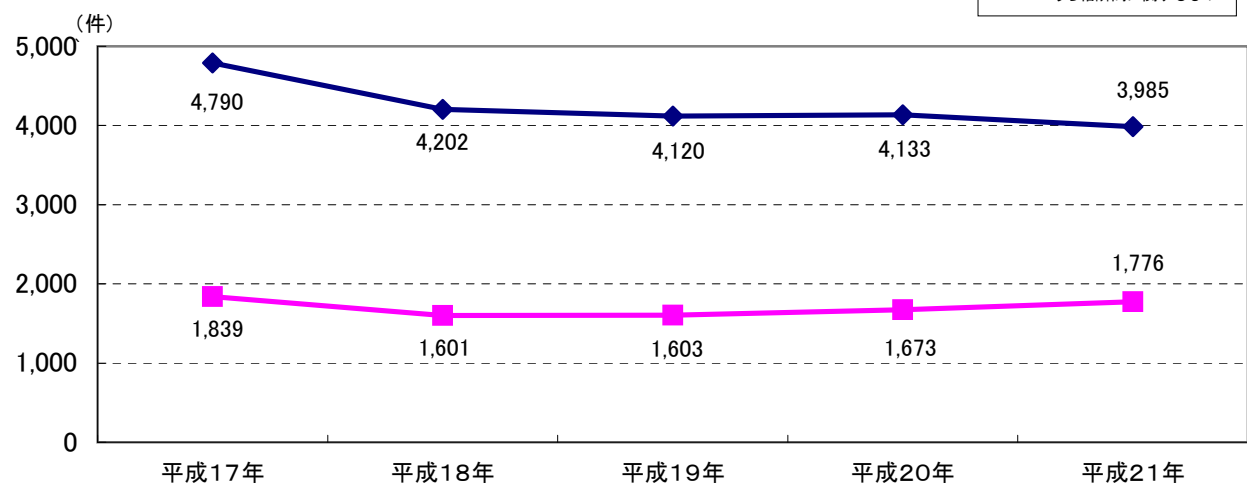


図6

強制・強要事案の推移

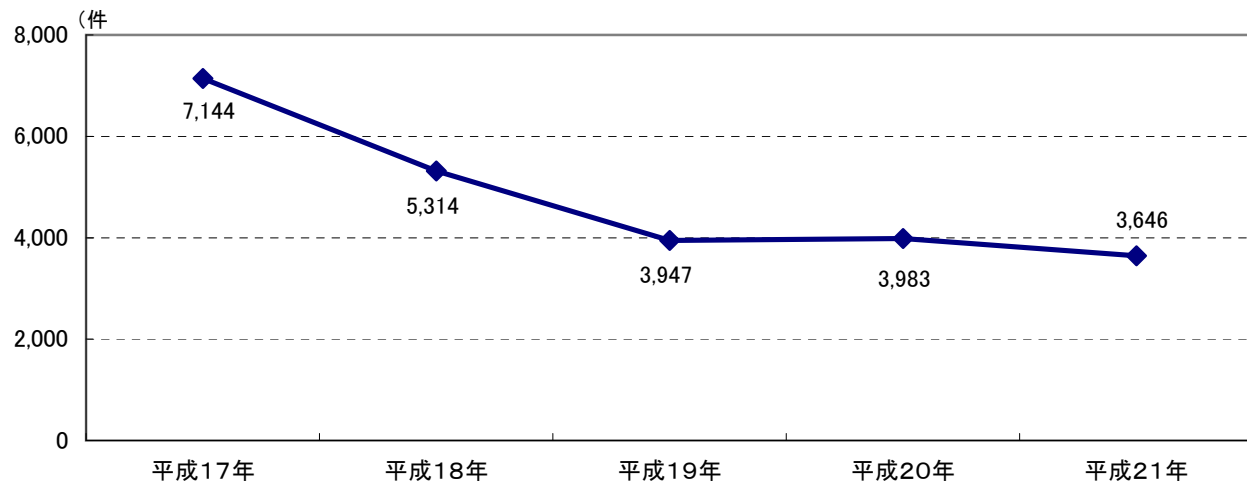


図7

プライバシー関係事案の推移

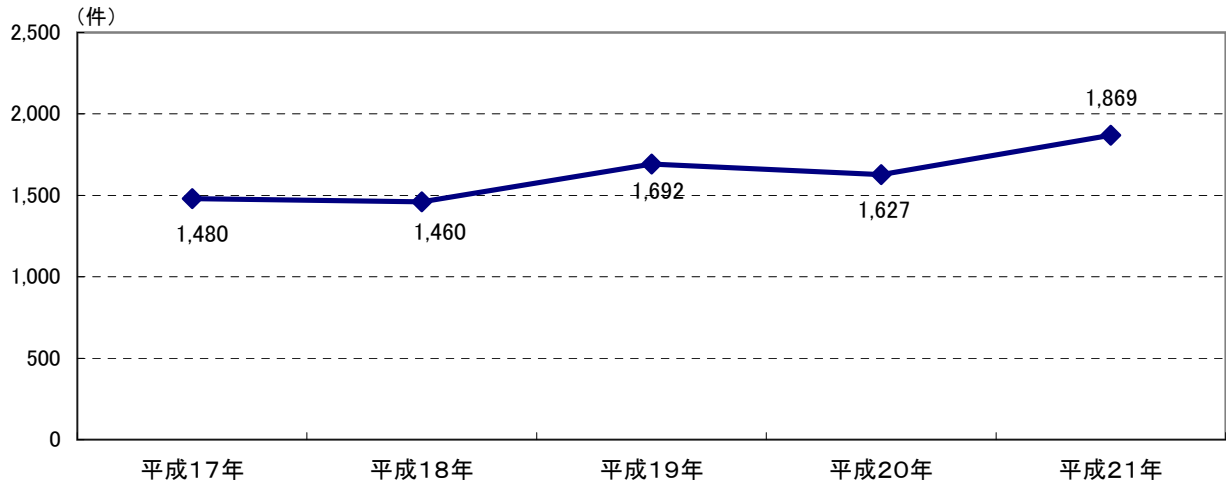


図8

学校におけるいじめ事案の推移

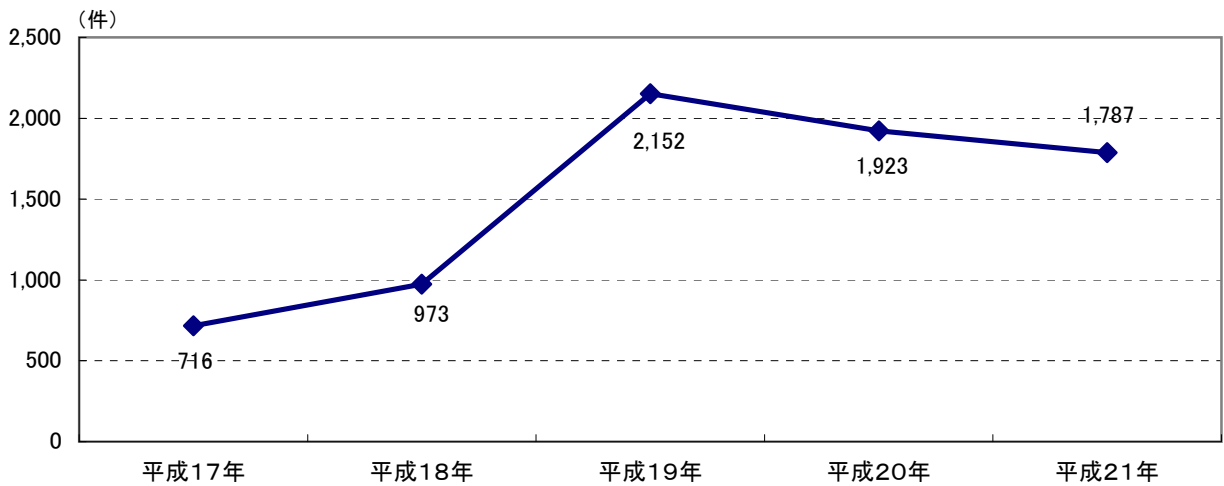


図9

児童虐待事案の推移

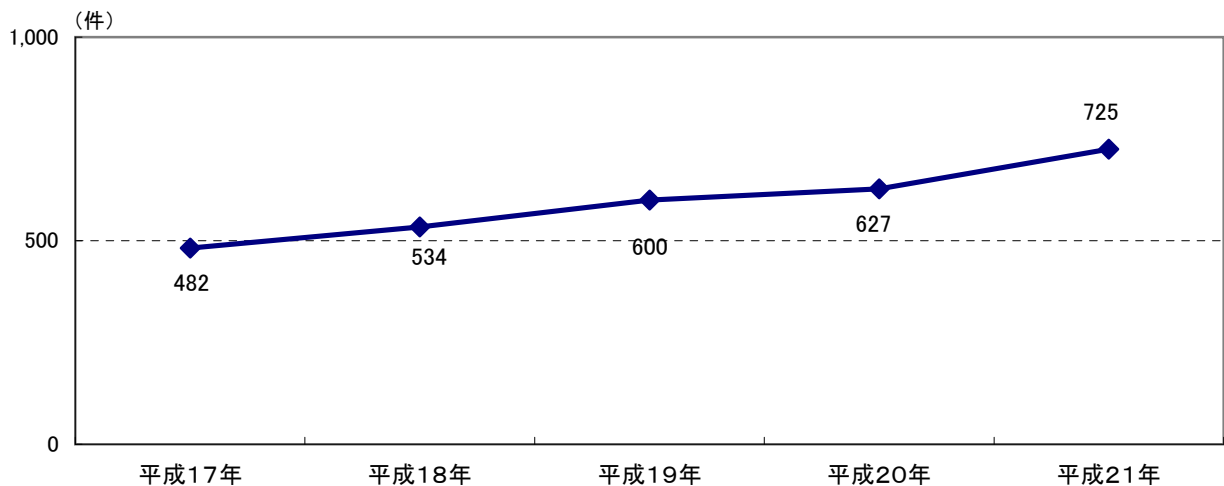


図10

社会福祉施設における人権侵犯事件の推移

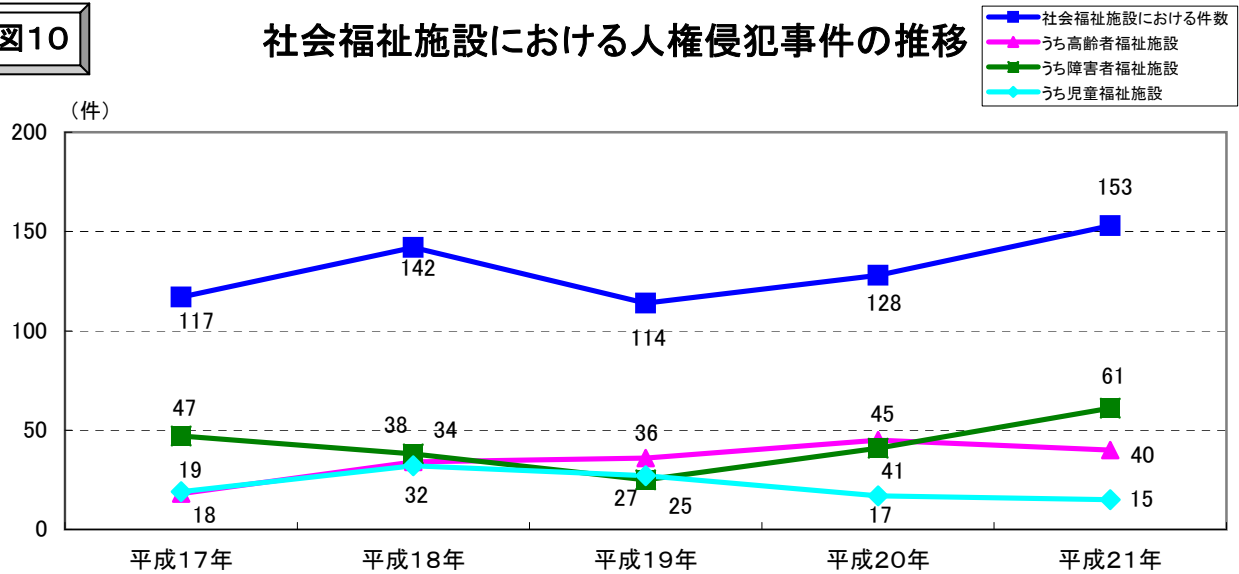


図11

インターネットを利用した人権侵犯事件の推移

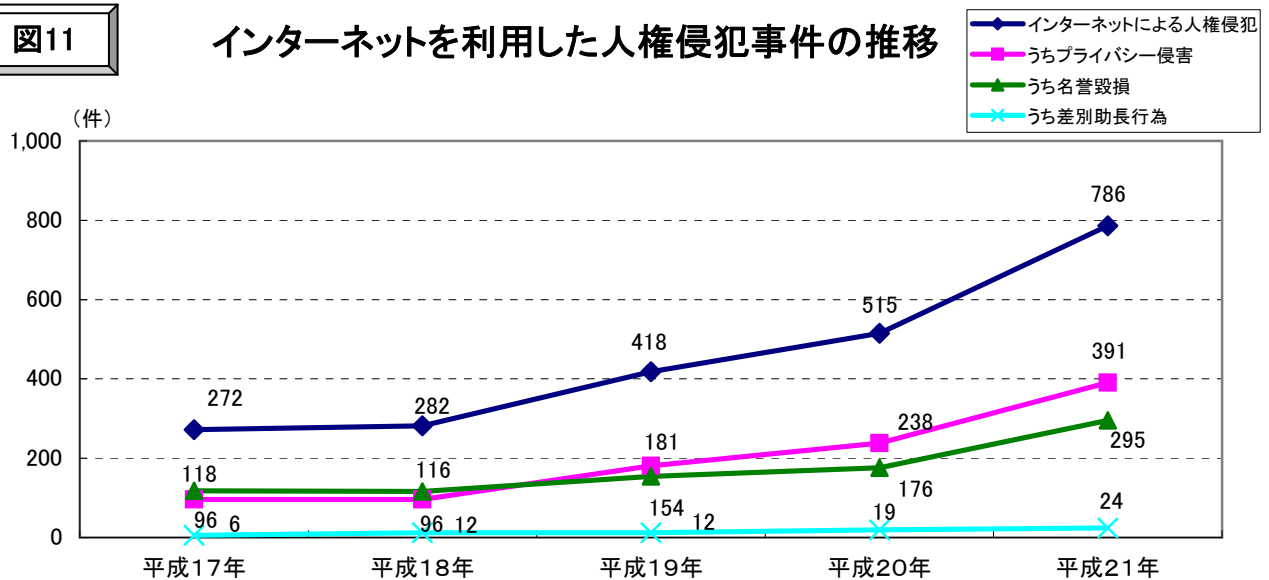
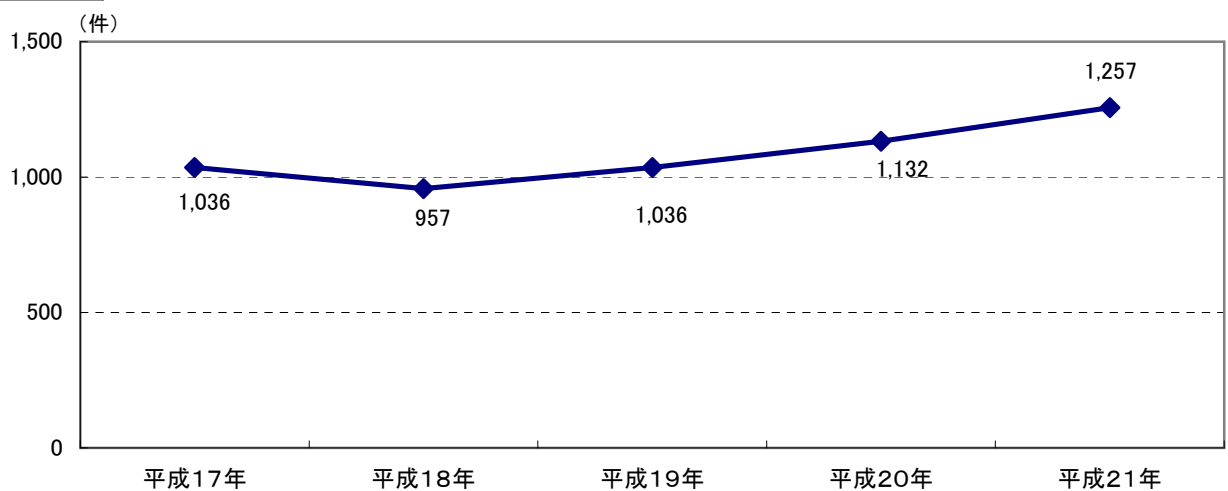


図12

労働関係の人権侵犯事件の推移



平成 21 年中に法務省の人権擁護機関が救済措置を講じた具体的事例

(暴行・虐待事案)

事例 1 夫による妻に対する暴力事案

妻から被害の申告があり、調査を開始した事案である。申告内容は、夫から日常的に暴言を吐かれ、身体を足蹴りされるなどの暴行を受けているというもの。

緊急の対応が必要であるとの判断から、被害者の一時保護を念頭に「配偶者暴力相談支援センター」への通報をしたところ、被害者は、速やかに一時保護されるに至った。その後、被害者は、自宅に帰宅することを希望し、その前提として相手方夫に対し、暴力をやめるよう啓発してほしい旨を希望した。そこで、被害者と相手方夫の関係の調整を試みたところ、相手方夫は、暴力行為を認め、その不当性を十分に認識し、深く反省している態度を示し、被害者もこれを了解した。その後、被害者に現況を尋ねたところ、相手方夫からの暴力は一切なくなったことが確認された。(措置：「調整」「啓発」)

事例 2 息子による高齢の母親に対する虐待事案

市の地域包括支援センターから通報があり、調査を開始した事案である。通報内容は、認知症が進行した高齢の被害者が、唯一の収入源である年金が入金される通帳等を息子に管理されている上、息子は、被害者に十分な栄養のある食事も与えず、また、被害者の介護保険利用料や光熱水料なども滞納するなどの経済的虐待を行っているというもの。

被害者への対応について、市の担当者及び医療ソーシャルワーカーとの話し合いを行った結果、被害者を介護老人保険施設へ入所させることが望ましいとの結論に達した。そこで、息子に対し、粘り強く要望した結果、息子は、滞納していた被害者の介護保険料及び光熱水料を精算し、被害者を介護老人保険施設に入所させるとともに、同施設の費用についても、被害者の年金で不足する分については、自らが支払う旨を約束するに至った。(措置：「援助」)

事例3 同居の親族による女子生徒に対する虐待事案

子どもの人権SOSミニレターが送付され、調査を開始した事案である。内容は、同居する叔父から性的虐待を受けているというもの。

被害者（中学生）の安全を第一に考え、速やかに学校に対して情報提供を行い、今後の対応については、学校、教育委員会、児童相談所及び法務局をメンバーとするサポート委員会を立ち上げて検討した上、児童相談所とともに被害者との面談を行ったところ、被害者は、相手方から離れたい旨を希望したことから、速やかに児童相談所に保護されるに至った。（措置：「援助」）

（プライバシー関係事案）

事例4 女子児童に対する落書きによる名誉侵害事案

女子児童の母親から被害の申告があり、調査を開始した事案である。申告内容は、近所の民家の塀に女子児童を名指しした上で「死ね」「ウザイ」「消えろ」等の落書きがされており、学校に相談をしたが、当該塀が民家の所有物であり、落書きを消してもらえないというもの。

調査の結果、申告に係る落書き以外に新たな落書きがされていたため、民家の管理者に対して、落書きの事実を伝え、その除去を含め速やかな対応を依頼したところ、落書きが除去されるに至った。また、学校に対しては、いじめ及び落書きについて全児童への指導を依頼したところ、女子児童に対する同級生の対応も改善されたとして、母親から謝意が述べられるに至った。（措置：「援助」）

事例5 インターネット掲示板におけるプライバシー侵害事案

被害者から被害の申告があり、調査を開始した事案である。申告内容は、インターネット上の掲示板に、何者かが被害者本人を名乗った上で、実名やメールアドレスのみならず、被害者の私生活に係る不実の内容を掲載しており、その書き込みを見た交際相手の両親から結婚を反対されたというもの。

調査の結果、当該書き込みは、被害者のプライバシーを著しく侵害するものと認められたことから、当該掲示板を開設しているプロバイダに対して当該情報の削除を要請した。なお、プロバイダへの削除要請は「プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」（プロバイダ責任制限法ガイ

ドライン等検討協議会作成)に定められた方式に則って行ったところ、対象情報は速やかに削除された。(措置:「要請」)

(学校におけるいじめ関係事案)

事例6 いじめに起因する不登校事案

女子児童の母親から被害の申告があり、調査を開始した事案である。申告内容は、女子児童が同級生から無視されるなどのいじめを受けたことにより不登校状態となったが、学校はいじめ解消のための適切な措置を講じていないというもの。

調査の過程で、母親と学校との間で意思の疎通がうまく図られていないために、母親が学校に対して強い不信感を抱いていることが認められた。そこで、学校と母親の話し合う場を設けて信頼関係の回復を試みたところ、母親は学校側のいじめへの対応に理解を示し、双方間で良好な関係が構築され、女子児童の不登校状態が解消されるに至った。(措置:「調整」)

(差別待遇事案)

事例7 外国人に対する理容サービス拒否事案

外国人から被害の申告があり、調査を開始した事案である。申告内容は、理容店で理容サービスの提供を受けようとしたところ、外国人であることを理由に理容サービスの提供を拒否されたというもの。

調査の結果、理容店の店長は、外国人に対しては一律に理容サービスの提供を拒否するとの方針の下、申告者に対しても理容サービスの提供を拒否したことが認められた。そこで、店長に対し、理容サービス提供の在り方について改善に努めるよう説示した。(措置:「説示」)

(社会福祉施設関係事案)

事例8 民間の無認可介護施設における入所者に対する不当な身体拘束事案

県からの情報提供により、調査を開始した事案である。内容は、介護施設において、入所者に対する不当な身体拘束が行われている疑いがあるというもの。

調査の結果、同施設において、①一定期間1人又は2人の従業員に入所者らの介護や調理、清掃等施設における日常業務の全部を行わせたため、入所者を

約4か月の間、外部から動静を確認できない部屋に閉じ込め、室外から施錠したこと、②月に数回シャワーを浴びる際のほか部屋から出さなかったこと、③施設外に徘徊したり、異物を口に入れたりする入所者を外部から動静を確認できない部屋に入れて閉じ込めたこと、④常時又は断続的に、両手を綿布でベッド柵に縛り付ける身体拘束があったことなどの事実が認められた。

そこで、同施設を運営する法人に対して、入所者の人権に配慮した業務遂行を行うよう従業員に対する指導・監督を徹底し、同種事案の再発防止に努められたい旨勧告した。(措置:「勧告」)

事例9 高齢者入居施設における入所者に対する虐待事案

高齢者入居施設の入所者の親族から被害の申告があり、調査を開始した事案である。申告内容は、施設において、入所者に対する虐待が行われているというもの。

調査の結果、同施設を運営する会社の代表取締役は、従業員に指示して、断続的に、入所者をベッドに寝かしつけた上、同入所者の手首をタオルの一端で縛り、もう一端をベッドの柵に結びつけるなどして、入所者が自由にベッドから動かないようにする身体拘束を行ったほか、別の入所者5名に対して、同入所者らの居室の外側から施錠し、自己の意思では開けることのできない状態にして行動を制限する身体的虐待を行ったことが認められた。

そこで、同代表取締役に対して、人権について正しい理解を深め同種事案の再発防止に努められたい旨説示するとともに、高齢者福祉事業につき指導・監督の任に当たるべき知事及び市長に対して、所要の措置を講ずるよう通告した。

(措置:「説示」「通告」)

(刑務職員関係事案)

事例10 少年院における暴行陵虐事案

新聞報道を端緒に法務局が調査を開始した事案である。内容は、少年院の法務教官が、1年以上にわたり、在院者数十名に対し、暴行陵虐行為に及んでいたというもの。

調査の結果、暴行陵虐の事実が認められたので、少年院において発生したことの重大性にかんがみ、現少年院長に対して、今後、一層暴行陵虐の防止に向

けた適切な措置を講ずるよう要請し、併せて、当時の法務教官4名及び当時の少年院長に対し、本件行為の不当性を十分に認識し、自戒するとともに、人権について正しい理解を深め、今後、いかなる人権侵害行為にも及ぶことのないよう説示した。（措置：「要請」「説示」）

「人権侵犯事件」統計資料(平成21年)

件名	総数	旧受	新受計	手続開始内訳						処理件数	処理内訳																
				申告		委員通報	関係行政機関の通報	情報	移送		措置						措置猶予	侵犯事実不存在	侵犯事実不明確	打切り	中止	移送	啓発	未済			
				職員受	委員受						援助	調整	要請	説示	勧告	通告									告発		
総合計	21,964	746	21,218	9,255	11,492	7	68	394	2	21,309	19,833	109	183	141	1	2	-	27	314	539	120	13	4	207	655		
公務員等の職務執行に伴う侵犯事件																											
総計	3,842	330	3,512	1,623	1,710	2	1	175	1	3,547	2,931	30	70	90	-	-	-	10	194	234	37	7	3	36	295		
特別公務員による侵犯																											
警察官によるもの	273	46	227	153	72	-	-	2	-	254	184	-	-	-	-	-	-	1	29	33	5	2	-	2	19		
その他特別公務員	9	1	8	6	2	-	-	-	-	9	6	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-	-	1	-		
教育職員による侵犯																											
体罰	314	46	268	97	50	-	1	120	-	217	105	2	62	70	-	-	-	5	5	18	4	2	-	4	97		
その他	743	58	685	336	320	1	-	28	-	690	586	14	2	5	-	-	-	3	11	61	6	1	-	20	53		
学校におけるいじめ	1,824	37	1,787	616	1,155	1	-	15	-	1,797	1,750	10	4	6	-	-	-	11	12	6	-	-	-	4	27		
刑務職員による侵犯	334	110	224	207	9	-	-	7	1	258	35	-	1	6	-	-	-	120	83	11	1	2	2	76			
その他の公務員による侵犯																											
国家公務員	50	3	47	36	11	-	-	-	-	44	34	2	-	-	-	-	-	2	3	2	-	1	1	6			
地方公務員	269	28	241	160	78	-	-	3	-	252	207	2	1	3	-	-	-	1	15	21	2	1	-	2	17		
その他	26	1	25	12	13	-	-	-	-	26	24	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-		
私人間の侵犯事件																											
総計	18,122	416	17,706	7,632	9,782	5	67	219	1	17,762	16,902	79	113	51	1	2	-	17	120	305	83	6	1	171	360		
人身売買	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
売春に伴う侵犯	3	-	3	1	2	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1		
暴行虐待																											
家族間におけるもの																											
夫の妻に対するもの	2,447	4	2,443	835	1,589	-	1	18	-	2,445	2,439	4	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	3	2		
妻の夫に対するもの	143	1	142	49	92	-	-	1	-	143	143	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
親の子に対するもの	895	25	870	334	497	-	-	39	-	880	877	2	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	15		
子の親に対するもの	504	8	496	181	308	-	-	7	-	501	494	3	-	-	-	-	-	1	-	1	3	-	-	-	3		
その他	384	7	377	169	201	-	-	7	-	378	375	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	6		
その他	782	11	771	342	417	1	-	11	-	769	751	-	-	1	-	-	-	-	3	12	1	1	-	-	13		
私的制裁	14	-	14	7	7	-	-	-	-	14	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
医療に関する侵犯	209	10	199	132	61	-	2	4	-	195	158	1	1	1	-	-	-	2	8	20	4	-	-	2	14		
人身の自由関係																											
精神保健法関係	93	18	75	49	19	-	2	5	-	86	58	-	12	3	-	-	-	-	10	6	-	-	-	1	7		
その他	29	5	24	10	13	-	-	1	-	29	23	-	-	-	-	-	-	-	4	2	-	-	-	1	-		
社会福祉施設関係																											
施設職員によるもの	157	41	116	52	35	-	-	29	-	122	67	-	8	13	1	2	-	2	7	24	7	1	-	7	35		
その他	40	3	37	20	16	-	1	-	-	35	28	1	-	1	-	-	-	-	2	3	-	-	-	2	5		
村八分	33	2	31	14	17	-	-	-	-	31	31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2		
差別待遇																											
女性に関するもの	48	2	46	23	23	-	-	-	-	48	44	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-	-	-	1	-		
高齢者に関するもの	63	2	61	31	30	-	-	-	-	62	58	1	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	1	1	1		
障害者に関するもの	252	23	229	130	90	-	1	8	-	227	190	5	4	5	-	-	-	5	14	5	-	-	-	8	25		
同和問題に関するもの	192	35	157	64	16	-	46	31	-	167	57	-	20	4	-	-	-	6	20	3	1	-	-	67	25		
アイヌの人々に関するもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
外国人に関するもの	116	17	99	46	35	-	3	15	-	110	65	4	-	2	-	-	-	1	1	13	4	-	-	22	6		
H I V感染者等に関するもの	4	1	3	2	1	-	-	-	-	4	3	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-		
刑を終えた人々に関するもの	16	2	14	11	3	-	-	-	-	15	10	1	-	-	-	-	-	-	1	3	-	-	-	-	1		
その他	193	12	181	110	66	1	1	3	-	169	136	1	2	-	-	-	-	1	8	13	4	-	-	8	24		
参政権に関する侵犯	2	-	2	1	1	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
プライバシーに関する侵犯																											
報道機関等	17	1	16	12	4	-	-	-	-	15	14	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	2		
ネットワーク等によるもの	752	6	746	568	169	-	2	7	-	720	657	-	61	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	32		
相隣間に関するもの	371	14	357	160	195	-	2	-	-	358	333	5	-	1	-	-	-	3	4	7	4	-	-	5	13		
その他	788	38	750	419	317	1	6	1	760	665	6	3	5	-	-	-	-	1	10	47	11	1	1	18	28		
集会、結社および表現の自由	5	1	4	1	3	-	-	-	-	5	4	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-		
信教の自由に対する侵犯	23	-	23	9	14	-	-	-	-	23	23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
教育を受ける権利への侵犯	23	-	23	13	10	-	-	-	-	22	22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1		
労働権に対する侵犯																											
不当労働行為	53	-	53	23	30	-	-	-	-	53	53	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
労働基準法違反	98	-	98	48	50	-	-	-	-	98	98	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
その他	1,135	29	1,106	567	533	-	1	5	-	1,103	1,045	3	-	-	-	-	-	3	9	35	9	-	-	5	32		
住居・生活の安全に関する侵犯																											
自力執行	29	1	28	14	14	-	-	-	-	29	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-		
相隣間におけるもの																											
小公害	552	3	549	183	363	1	-	2	-	543	523	6	-	-	-	-	-	1	2	4	7	-	-	-	9		
その他	1,247	20	1,227	449	773	-	-	5	-	1,230	1,174	16	-	2	-	-	-	1	8	22	5	-	-	3	17		
公害	27	-	27	12	14	1	-	-	-	26	25	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1		
不動産	571	2	569	222	346	-	-	1	-	5																	

「女性の人権ホットライン」統計資料（平成12年～21年）

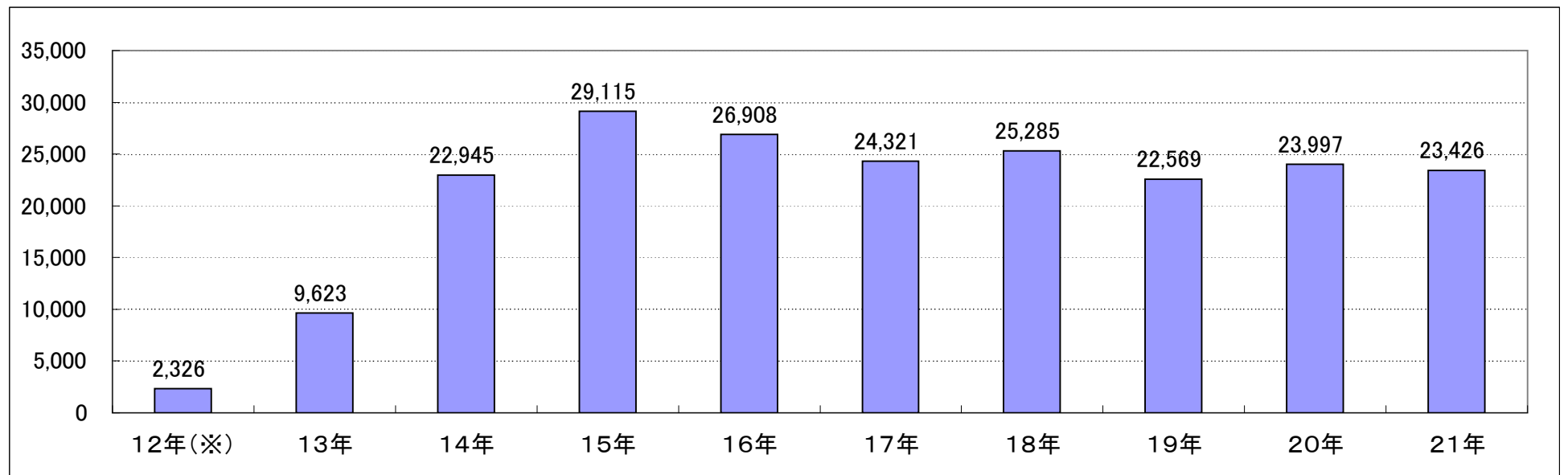
○ 設置目的

男女共同参画社会基本法の制定を踏まえ、性差別に起因する人権侵害の被害者の救済を推進するため、平成12年7月3日、全国50の法務局・地方法務局の本局に、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置し、夫やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等様々な女性の人権問題をめぐる相談を専門的に受ける体制を整備したもの。また、相談者の利便のさらなる向上のため、平成18年4月から、電話番号を全国共通としている。

○ 各年の利用件数と主な相談内訳

相談内訳	平成12年(※)	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
暴行虐待	340	1,145	2,166	2,412	2,478	2,285	2,241	2,447	2,657	2,369
強制強要 (セクハラ・ストーカー除く)		1,147	2,348	3,049	3,086	2,758	2,404	2,004	2,271	2,195
セクハラ	124	329	643	805	694	705	707	545	447	446
ストーカー	131	202	334	403	425	286	257	281	379	291
その他	1,731	6,800	17,454	22,446	20,225	18,287	19,676	17,292	18,243	18,125
合計(件)	2,326	9,623	22,945	29,115	26,908	24,321	25,285	22,569	23,997	23,426

※平成12年は、7月～12月の集計



「子どもの人権110番」統計資料（平成13年～21年）

○ 設置目的

子どもをめぐる人権問題は、周囲の目につきにくいところで起こっていることが多く、被害者である子ども自身も、身近な人に話しにくいといった状況があることから、子どもが発する信号をいち早くキャッチし、その解決に導くため、全国50の法務局・地方法務局に、専用相談電話「子どもの人権110番」を設置し、いじめ、体罰、児童虐待等をはじめとした子どもの人権問題をめぐる相談を専門的に受ける体制を整備したもの。また、相談者の利便のさらなる向上のため、平成18年4月から電話番号を全国共通とし、平成19年2月からフリーダイヤル化している。

○ 各年の利用件数と主な相談内訳

相談内訳	平成13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
暴行虐待	360	313	289	333	344	359	690	722	688
いじめ	1,341	1,142	1,147	1,052	1,175	2,582	4,728	3,517	3,345
体罰等	1,067	1,082	1,034	1,091	1,175	1,905	2,915	2,467	2,329
その他	5,406	6,442	6,523	5,643	6,433	8,039	14,587	14,647	16,485
合計（件）	8,174	8,979	8,993	8,119	9,127	12,885	22,920	21,353	22,847

○ 利用件数の推移

